

# 介護福祉士実務者研修受講資金貸付 の手引き



社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

山口県福祉人材センター

〒754-0041

山口県山口市小郡令和一丁目1番1号 KDDI維新ホール3階

TEL : 083-902-2355 FAX : 083-902-5877

E-Mail : [jinzai@yg-you-i-net.or.jp](mailto:jinzai@yg-you-i-net.or.jp)

ホームページ : <http://yamaguchi-fjc.jp>



目 次

1	介護福祉士実務者研修受講資金貸付について	1
2	貸付決定以降の流れ	3
3	貸付後の各種手続き	4

※その他 ・ Q&A ・ 覚書 5

※各種様式はホームページからダウンロードできます。

# 1 介護福祉士実務者研修受講資金貸付について

## 1 事業の目的

介護福祉士実務者養成施設に在学している方を対象に研修受講資金をお貸しし、介護福祉士の資格取得を応援します！実務者養成施設を卒業後、介護福祉士の資格を取得し、山口県内の介護施設等で引き続き2年間（在職期間が通算730日以上かつ、実勤務日数360日以上）従事した場合は全額返還免除されます。（貸付金です。給付金ではありません。）

## 2 貸付対象者

※次の要件をすべて満たしている方

1. 介護福祉士実務者養成施設に**在学中**の方
2. 卒業後、**直近**の介護福祉士国家試験を受験し、山口県内の介護施設等で介護福祉士として介護業務等に従事する意思のある方

※卒業後、直近の国家試験を受験できる実務経験を有することが必要です。

【注意】職業訓練として実務者研修を受講の方、本協議会の同様な事業（福祉マンパワー人材養成事業等）を利用の方は貸付対象になりません。

## 3 貸付額・貸付対象経費

貸付限度額は、200,000円以内（無利子）です。なお、貸付に当たっては、1人1回限りとします。受講する際に必要な以下に要する費用として貸付けます。

- 実務者研修の授業料 ●実習費 ●教材費等 ●参考図書
- 学用品 ●交通費 ●国家試験の受験手数料等

## 4 貸付けの申請方法

○下記の書類を**養成施設在学中**に提出してください。（様式はホームページからダウンロードされるか山口県福祉人材センターまでご請求下さい。）

1. **介護福祉士実務者研修受講資金貸付申請書**
2. **誓約書**

※本人と連帯保証人が連署、押印（連帯保証人は**実印**とし、印鑑登録証明書（※発行から3ヶ月以内）を添付）し、収入印紙（200円）を貼り、割印を押印してください。

3. **実務者研修受講開始日と修了予定日が確認できる書類**（在学証明書、受講通知書、入学許可証等）

※受講開始日は、スクーリング開始日とは違います。

※受講を修了されている方は申請できません。（修了予定日と実際の修了日が違う場合がありますのでご注意ください。）

4. 従事している事業所の長の**推薦書**
5. **世帯全員の住民票**（発行日から3ヶ月以内）
6. **前年分の世帯全員の所得証明書（最新のもの）**（発行日から3ヶ月以内）  
※前年分の所得証明書が発行できない場合は、前々年分の所得証明書

## 5 貸付の決定・貸付金の振込み

1. 申請書類を受理後、1ヶ月程度で申請結果を書面で通知します。受理日によっては、1ヶ月以上かかる場合があります。

(注) 申請書類に不備等がある場合は、受理できません。

2. 貸付決定通知とともに送付する口座振込申出書を提出後、3～4週間程度で借受人が指定する本人名義の口座に資金を振り込みます。

## 6 連帯保証人

日本国内に住所を有する連帯保証人が必要です。連帯保証人は、貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとします。

## 7 貸付金の返還免除

実務者養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士資格の取得・登録を行い、介護施設等で介護等の業務に従事し、かつ登録日と従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、引き続き2年間（在職期間が通算730日以上かつ、実勤務日数360日以上）従事すれば、貸付金の全額が返還免除されます。介護等の業務とは、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2に定める職種です。

※提出すべき書類を提出しなかった場合、免除にならないことがあります。

## 8 貸付金の返還

次の場合は、貸付決定が解除され、貸付金を返還していただくことになります。

(返還する期間は20ヶ月以内です)

○修了せずに退学したとき

○受験しなかったとき ○合格しなかったとき

○研修修了日から1年以内に介護福祉士として登録せず、山口県内の介護施設等において介護等の業務に従事しなかったとき

○山口県内の介護施設等において介護等の業務に従事しなくなったとき

○死亡したとき、又は心身の故障により業務に従事できなくなったと認められるとき

(介護等の業務従事中の死亡を除く)

○虚偽その他不正の方法により貸付を受けたことが明らかになったとき

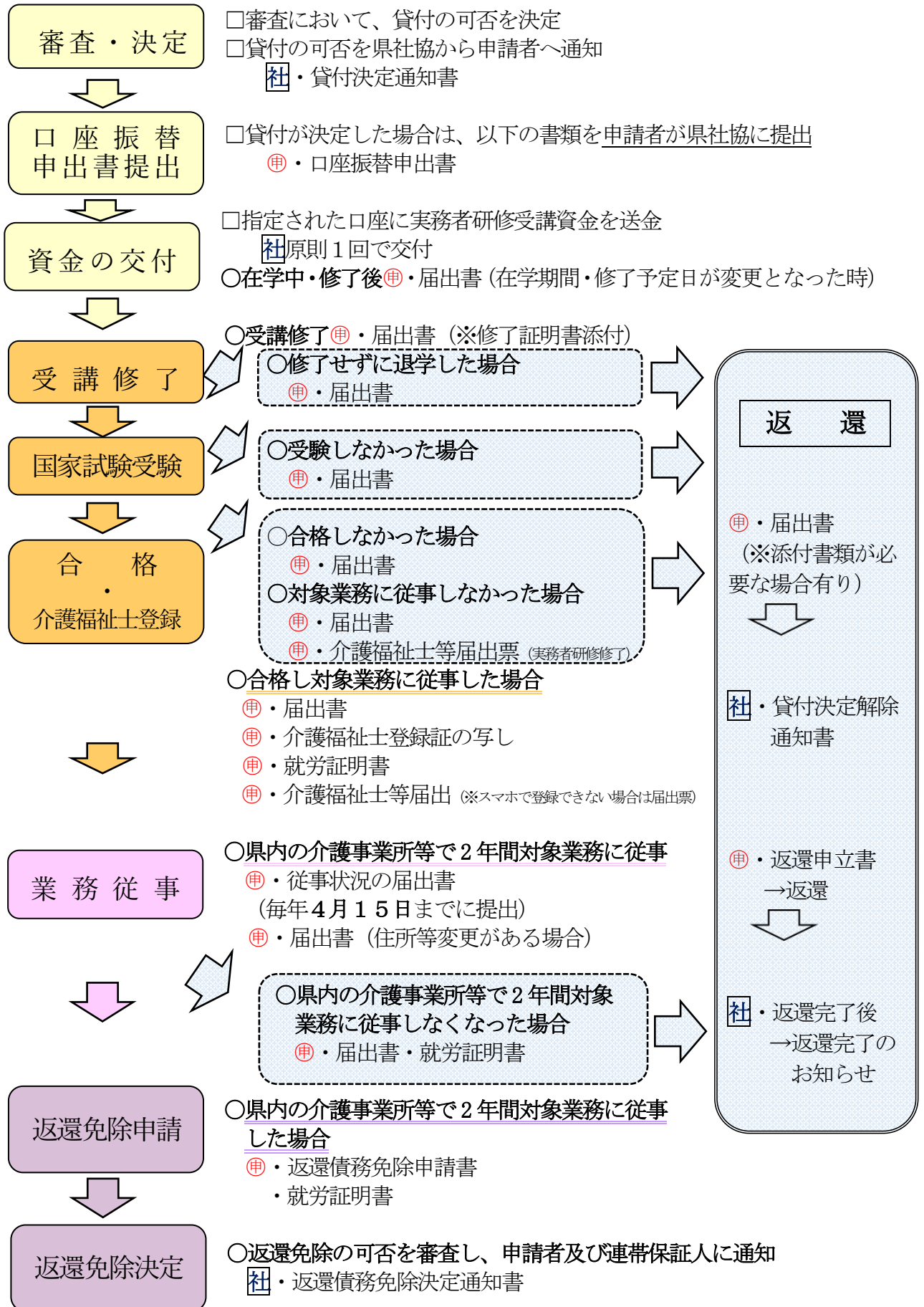
○その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

※書類不備の場合は受理できません。

※予算上限に達した場合または事業が終了した場合は、受付期間内でも申請をお断りする場合がございます。

## 2 貸付決定以降の流れ

Ⓜ：申請者 社 県社協



### 3 貸付後の各種手続き

貸付後に次の事項が生じた場合は、速やかに県社協に届け出て下さい。

事 項	提出書類	備考 (添付書類等)
貸付を辞退するとき	届出書	
在学期間・修了日が変更となったとき	届出書	修了日が確認できる修了証明書を添付 (※病気等により休学した場合)
修了せずに退学したとき	届出書	
国家試験を受験しなかった ・合格しなかったとき	届出書	介護福祉士等届出票 (実務者研修修了) を添付
国家試験に合格し対象業務に従事したとき	届出書	介護福祉士登録証の写し・就労証明書を添付・介護福祉士等届出 (※スマホで登録できない場合は届出票を添付)
従事先を変更したとき	届出書	退職先の就労証明書と、再就職先の就労証明書を添付
休職するとき (産休・育休含む)	届出書	産休・育休の場合は予定休職期間をご記入下さい
復職したとき (産休・育休含む)	届出書	実際の休職期間をご記入下さい
退職したとき	届出書	退職先の就労証明書を添付
借受人及び連帯保証人の氏名、住所に変更があったとき	届出書	変更前、変更後の住所を記入してください。 ※姓が変更する場合は戸籍抄本を添付
連帯保証人を変更するとき	連帯保証人変更承認申請書	変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書 (発行から 3 カ月以内) を添付
就業している間	従事状況届出書	毎年 4 月 1 日から 4 月 15 日までの間に提出してください
返還免除要件を満たしたとき	返還債務免除申請書	就労証明書を添付
返還免除要件を満たさず当該業務を退職したとき	届出書	退職日が確認できる就労証明書
	返還申立書	

提出先  
〒754-0041  
山口県山口市小郡令和一丁目1番1号 KDDI維新ホール3階  
山口県福祉人材センター  
TEL : 083-902-2355 FAX : 083-902-5877  
E-Mail : [jinzai@yg-you-i-net.or.jp](mailto:jinzai@yg-you-i-net.or.jp)  
ホームページ : <http://yamaguchi-fjc.jp>



■Q&A

Q1	実務者研修は通信、通学とも対象となりますか？
A1	方法に制限はなく全て対象となります。
Q2	実務者養成施設に入学前、卒業後に申請できますか？
A2	在学している方が対象になりますので、在学中に申請をしてください。受講を修了されている方は申請できません。不備がある場合は受理できませんのでご注意ください。
Q3	実務者研修修了後、直近の国家試験を受験しなかったとき、不合格だった時はどうなりますか？
A3	受験直後の 4～5 月に届出書を提出していただきます。受験機会は 1 回しかないので返還することになります。
Q4	2 年間勤務すれば貸付金の全額が返還免除となりますが、2 年以内に勤務先を変更した場合はどうなりますか？
A4	退職した場合は 1 年以内に再就職する必要があります。各事業所での勤務期間を通算して 2 年間（在職期間が通算730日以上かつ、実勤務日数 360 日以上）勤務すれば全額免除可能となります。
Q5	返還する場合、どのような方法で返還するようになりますか？
A5	貸付事業の目的が達せられなくなった場合は、貸付金を返還することになります。返還する方が、各金融機関の窓口または ATM から山口県社会福祉協議会の口座に振り込んでください。返還期間は 20 ヶ月以内で毎月均等払いです。ただし一括繰り上げ返還も可能です。

覚 書

**1 貸付決定番号**            第            号  
**2 貸 付 額**                            円  
**3 貸付申請日**                    年    月    日